

2021 年 11 月号

不動産を裏付けとする GK-TK スキームによる公募 STO

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 本件の概要	パートナー 石橋 誠之 TEL. 03 6266 8905 masayuki.ishibashi@mhm-global.com
III. 本件の特徴	シニア・アソシエイト 内津 冬樹 TEL. 03 6266 8947 fuyuki.uchitsu@mhm-global.com
IV. ADDX の概要	シニア・アソシエイト 山本 義人 TEL. 03 6266 8993 yoshito.yamamoto@mhm-global.com
V. 今後の検討課題	アソシエイト 寺井 勝哉 TEL. 03 6213 8160 katsuya.terai@mhm-global.com
VI. おわりに	

I. はじめに

今般、不動産を裏付けとする GK-TK スキーム（合同会社たる営業者が投資家から匿名組合出資を受けて投資等を行うスキーム。以下同様。）による公募 STO の第一号案件が実施されました。本件においては、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」）が組成した SPC を営業者とする匿名組合出資持分（以下「TK 持分」）をトークン化し（以下「本 ST」）、本 ST をシンガポール共和国の ICHX Tech Pte. Ltd.（以下「ICHX」）が運営するブロックチェーン技術を活用したデジタル証券プラットフォームである「ADDX」に上場させ、それに伴い、本 ST に表示されている TK 持分の本邦における公募（シンガポールにおいては一定の属性の投資家に対する販売）がなされたものであり、2021 年 11 月 24 日付で ADDX への上場が完了しています。

本件では、以下を含む様々な点において、本邦における初めての試みがなされたという特徴があります。

- ・不動産流動化において一般的に用いられる、GK-TK スキームによる STO である点¹
- ・TK 持分をトークン化したものであり、電子記録移転権利（金融商品取引法 2 条 3 項）の公募 STO である点
- ・有価証券届出書について、STO に係る政府令改正により導入された様式（特定有価証券開示府令第 6 号の 5 様式）による開示がなされた点
- ・本 ST をセキュリティトークンのためのプラットフォームに上場させることにより

¹ 不動産 STO のスキームと留意点については、当事務所ニュースレター「[CAPITAL MARKETS / STRUCTURED FINANCE BULLETIN 2021 年 2 月号](#)」をご参照ください。

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

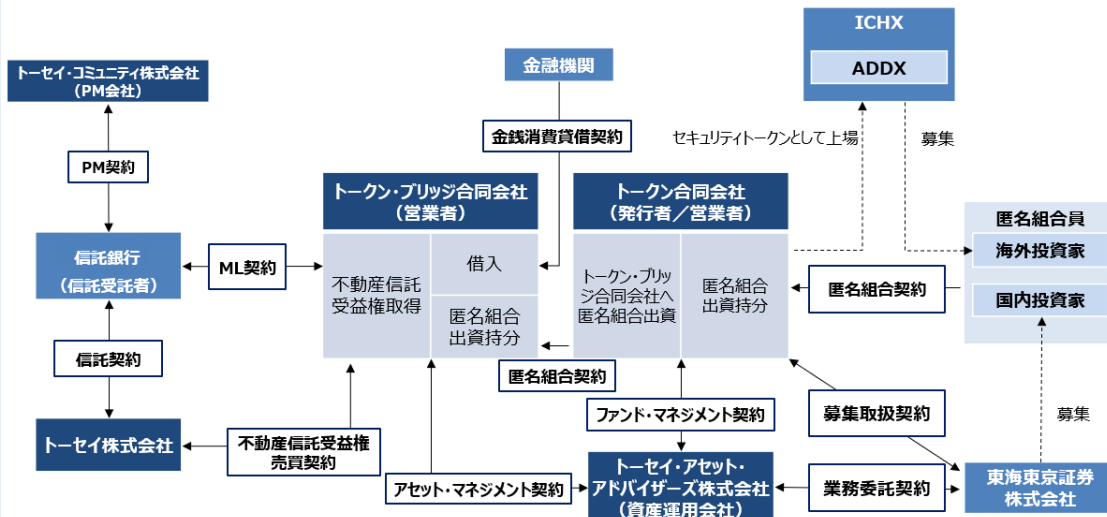
セカンダリー流通を可能とした点

当事務所は、本件について、スキームの検討から日本・シンガポールの当局との折衝やドキュメンテーションまで、案件全体にわたりサポートする立場にあり、新たな実務に関与することができましたので、本ニュースレターにおいてこれを概説いたします。

II. 本件の概要

1. スキーム

本件のスキームは以下のとおりです。



(2021年10月29日付のトークン合同会社の有価証券届出書より、筆者らにて一部修正)

(1) 組成～オファリング

- ① トークン合同会社（以下「発行者」）は、各投資家との間で匿名組合契約（以下「本 TK 契約」）を締結し、投資家は TK 持分（以下「本 TK 持分」）を取得します。
- ② 発行者は、トークン・ブリッジ合同会社（以下「資産保有会社」）に対して匿名組合出資を行い、資産保有会社は、発行者より受領した出資金及び借入金を原資として、単一の不動産（以下「本不動産」）を信託財産とする信託受益権（以下「本信託受益権」）を購入します。

(2) 期中運用

- ① 資産保有会社は、主として本不動産からの賃料収入から構成される信託配当を原資として発行者に対して分配を行い、その後、発行者は、資産保有会社より受領した分配金を原資として各投資家に分配を行います。
- ② 発行者及び資産保有会社は、資産運用会社との間でそれぞれファンド・マネ

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

ジメント契約又はアセット・マネジメント契約を締結し、その資産に関する運用権限の全てを同社に委託します。

(3) 投資家のセカンダリー取引

- ① 本 TK 持分の移転は、ADDX 上のトークンの移転と連動して行われる仕組みが採用されており（後述Ⅲ.1.参照）、本 ST が ADDX に上場している限り、本 TK 持分の移転は ADDX 上の本 ST の移転を介してのみ行われることとなります。なお、本邦内の投資家は、東海東京証券株式会社（以下「東海東京証券」）を通じてのみ ADDX 上で取引を行うことができるものとされています。
- ② 本 TK 持分の移転については発行者の承諾が必要であるところ、本 TK 契約上の規定により、東海東京証券が作成する ADDX 上の取引記録帳簿が発行者に共有されることにより、発行者の当該承諾があったとみなされる（以下「みなし承諾」）ものとされています。
- ③ 本件においては、本 TK 持分の移転を第三者に対して対抗するため、民法 467 条 2 項に準じて、確定日付のある証書による発行者の承諾が取得されます。具体的には、確定日付のある承諾書の作成業務を受託する東海東京証券が、本 TK 持分の移転が有効となった日の翌営業日に、当該みなし承諾に係る承諾書を作成して確定日付を取得することにより第三者対抗要件を具備することが予定されています。

2. 商品内容

本件の商品内容は以下のとおりです。

募集有価証券の種類	電子記録移転権利（匿名組合出資持分）
出資募集総額	870,000,000 円
発行価格	1 口 10,000,000 円
申込単位	1 口以上 1 口単位
発行者（営業者）	トークン合同会社
資産運用会社	トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
募集の取扱者	東海東京証券
投資対象不動産	横浜市所在の住宅、オフィス及び商業施設の複合用途の施設 1 棟
投資期間	2021 年 11 月 22 日～2026 年 11 月 26 日（約 5 年） ただし、資産運用会社はその裁量により投資期間を 1 年延長することができる。

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

投資期間中の償還	トークン・ブリッジ合同会社が保有する本信託受益権を第三者に全て売却した場合等
事業年度	初回：2021年11月22日～2022年4月30日 2022年5月1日以降：毎暦年の5月1日から翌暦年の4月30日までの12か月の期間
分配日	年2回（毎計算期間の末日から3ヶ月以内（休業日の場合は翌営業日）に営業者の分配方針に基づき分配） （なお、計算期間とは、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの各6か月間をいう。ただし、初回の計算期間は2021年11月22日から2022年4月30日まで）
解約申込	解約の申込は行えない。

Ⅲ. 本件の特徴

本件の特徴は多岐に及びますが、その中でも主要なものは以下のとおりです。

1. TK 持分のトークン化

本 TK 持分は、金融商品取引法 2 条 3 項に定める電子記録移転権利に該当する、商法 535 条に規定される匿名組合契約に基づく権利であり、本 ST は、本 TK 持分を、ADDX を利用してトークン化したものです。

一般に、「トークン化」とは、有価証券に表示される権利をトークン（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値）に「表示させる」アレンジを意味します。どのような場合にトークンに「表示される」と評価されるかについて法令上明確な規定はないものの、金融商品取引法等ガイドライン 2-2-2 を踏まえると、契約上又は実態上、トークンの移転（すなわち、ブロックチェーン上の記録の書換え）と権利の移転が一連として行われる場合には、トークンに「表示される」と評価することができます。この点、TK 持分の移転については、契約上の地位の移転に関する営業者の承諾が効力要件と解されているため（民法 539 条の 2）、営業者の承諾を得ずに単にブロックチェーン上の記録の書換えを行ったのみでは権利の移転は生じないこととなります。そこで、TK 持分のトークン化を実現するため、本件では、次のようなアレンジが採用されています。

- ① ADDX にアカウントを開設した投資家には、ADDX 上のアドレスが割り当てられ、保有する本 ST（ADDX において、暗号技術を利用した分散型台帳であるブロックチェーン上で電子的に作成される記録である財産的価値）の残高が記録されます。
- ② 本 ST について、ADDX 上で投資家間において売買の合意がされると、各投資家

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

名義のアドレスにおいて本 ST の移転（本 ST の残高の加算・減算）が行われ
ず。

- ③東海東京証券は、本 ST の移転に関する情報を帳簿として取りまとめ、当該帳簿を発行者に共有します。
- ④本 TK 契約において、上記③の帳簿の共有がなされた場合には、「発行者が本 TK 持分の移転について承諾をしたものとみなす」という趣旨の規定が定められており、これにより、本 ST に表示される本 TK 持分の移転の効力が発生します。

以上のようなアレンジを行うことで、実際上は、ブロックチェーン上の記録の書換えと本 TK 持分の移転が一体として行われる状況が確保され、本 TK 持分のトークン化が実現されることとなります。

なお、本日（2021 年 11 月 24 日）時点では、本邦の投資家が ADDX に口座を開設することは実際上困難であるため、本邦の投資家が本 ST を取得するに際しては、東海東京証券名義の ADDX 上の口座に本邦の投資家が保有することとなる本 ST が一括して記録される等の追加のアレンジがなされています。

2. 特定有価証券開示府令第 6 号の 5 様式及びホワイトペーパー

本 ST のように、TK 持分をトークン化したものは、金融商品取引法上、特定内国電子記録移転権利と整理され、その募集を行うに際しては、特定有価証券開示府令第 6 号の 5 様式により作成した有価証券届出書の提出が求められます（特定有価証券開示府令第 10 条 1 項 13 号）

そして、「当該特定電子記録移転権利の仕組み、調達資金の使途、調達資金を充てて行う事業の内容その他の当該特定電子記録移転権利の概要を記載した書面（目論見書を除く。）を当該特定電子記録移転権利の募集又は売出しに使用しようとするとき」は、有価証券届出書の添付書類として当該書面の添付が求められます（特定有価証券開示府令第 12 条 1 項 1 号）。本件では、販売用資料が作成されたところ、かかる書面に該当するものとして、当該販売用資料が有価証券届出書に添付されています。

なお、上記書面の添付については、政省令等改正時のパブリックコメントにおいて、いわゆる「ホワイトペーパー」の添付を求めるものとされており²、公募案件で一般的に用いられている販売用資料（いわゆる「その他説明資料」。金融商品取引法 13 条 5 項参照）がこれに含まれることは想定されていなかったようにも考えられます。当該書類の添付を求める趣旨としては、根拠のない事業計画等を記載した書面が法定開示書類とは別に投資家に対して提供されることを防ぐという点が挙げられ、かかる観点からすると、主として有価証券届出書に記載された情報をベースに作成されるその他説明資料はこれに該当しないという解釈も成り立ち得るように思われます。

² 金融庁「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方）」（2020 年 4 月 3 日）43 頁・158 番。

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

3. 販売方法

本邦内においては、本 TK 持分は東海東京証券による募集の取扱いにより販売がなされました。他方、日本国外においては、ADDX 上でアカウントを開設できる投資家³は ADDX 上で本 TK 持分の取得の申込を行います。

国内・海外で有価証券の販売が行われる場合、有価証券届出書には、国内で販売される有価証券に係る発行口数や発行総額等の情報を記載するのが一般的です。この点、本件では、国内・海外での販売口数の割当てを予め把握することはできず、発行を予定している本 TK 持分全てに係る情報が有価証券届出書に記載されています。

4. その他

以上の他、本件においては、以下を含む様々な点について検討がなされました。

- ・ 本件の各関係当事者の金融商品取引法上の業規制
- ・ ADDX における販売方法、及び各関係当事者による関与についての法的整理
- ・ 国内外の個人情報保護法制
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく対応
- ・ 有価証券届出書における ADDX への上場に関するリスクの記載

IV. ADDX の概要

ADDX は、ブロックチェーン技術を用いて開発された、セキュリティトークンの発行、取引、保管をワンストップで行うデジタル証券取引プラットフォームです。ADDX の提供及び運営会社である ICHX は、シンガポール証券取引所子会社等を株主に持ち、シンガポール金融管理局（MAS）より、セキュリティトークンの発行、取引及び保管を行うために必要なライセンスを付与されています。

以下では、ADDX について、その上場手続き及び審査と、上場後の継続開示について概説致します。

1. 上場手続きと審査

ADDX への上場のための手続きは、ICHX の定める Listing Rules に基づき行われることとなります。手続きの概略は以下のとおりです⁴。

- ① ADDX への事前相談
- ② ADDX への上場申請書その他の必要書類の提出

³ 大要、シンガポール共和国の証券先物法（Securities and Futures Act）に定義される institutional investor 及び accredited investor をいいます。

⁴ [ADDX Listing Rules](#)

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

- ③ ADDX の Listing Committee による審査と上場承認
- ④ 上場承認後の ADDX における投資家への販売
- ⑤ 上場の完了

ADDX への上場申請にあたっては、各種の必要書類の提出が求められますが、その中の主たるものとして、セキュリティトークンの発行者に関する情報やセキュリティトークンに係る権利内容の詳細を記載した開示書類である Information Memorandum (以下「IM」) の作成・提出が挙げられます。

ADDX への上場の際しての情報発信には、シンガポール共和国の証券先物法 (Securities and Futures Act) が適用されるため、IM の作成や上場審査の対応に際しては、シンガポール法カウンセルとの連携が不可欠となります。

2. 継続開示

ADDX にセキュリティトークンが上場された場合、ICHX の定める Listing Rules に基づく継続開示を行うことが必要となります。具体的には、以下に掲げるものを含む各種事項の開示が求められることとなります。

- ・ セキュリティトークンの価格に重大な影響を及ぼす事象等の投資判断上重要なものとして Listing Rules において定められた事項
- ・ 以下の財務書類等
半期及び通期の事業に係る未監査財務諸表 (速報版)
通期の事業に係る監査済財務諸表及び監査意見
- ・ 関係当事者のセカンダリー取引に関する内容の詳細
- ・ 投資ファンドの持分の分類に該当するセキュリティトークンについては、四半期ごとに、事業が保有する純資産総額 (NAV) をベースに算出した 1 トークン当たりの NAV

V. 今後の検討課題

1. 対抗要件

従来の実務によれば、TK 持分の移転を第三者に対して対抗するためには確定日付ある紙の証書により発行者の承諾を取得する必要があり、STO における重要課題の一つとして認識されておりました。

この点に関しては、2021 年 8 月 2 日付で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部が施行され、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される、情報システムを利用してなされた債権譲渡に係る通知等を「確定日付のある証書」による通知・承諾とみなす特例 (以下「本特例」) が創設さ

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

れています。本特例のもと当該認定を受けた事業者が提供するシステムを STO プラットフォームに組み込むことにより、デジタルシステム上でリアルタイムの第三者対抗要件を取得することができるようになる可能性があり、今後の動向が注目されています⁵。

2. セカンダリー

STO の普及にはセカンダリー市場の整備が重要ですが、日本国内でセキュリティトークン取引のためのプラットフォームを提供しようとする場合、例えば、第一種金融商品取引業の登録に加えて、PTS 業務の認可（金融商品取引法 30 条 1 項）又は金融商品市場開設の免許（金融商品取引法 80 条 1 項）が必要とされる可能性があります。そのような規制をふまえ、いかなる金融商品取引業のライセンスでどのようなプラットフォームが提供できるかが検討されています。

本件は、シンガポールの ADDX を利用することにより、セキュリティトークンの二次流通性を確保することを試みたものであり、STO 実務に新たな選択肢を与えるものと考えられます。

3. 税務

本件のように TK 持分をトークン化して上場させた場合であっても、その課税上の取り扱いには通常の匿名組合取引に係る取り扱いによるため、個人投資家の場合、原則として総合課税の対象となる等の帰結となります。そのため、トークン化された TK 持分について、上場株式や J-REIT のような課税制度の適用を目指す動きが一部で見られるところです。

VI. おわりに

不動産流動化で一般的に用いられる GK-TK スキームを STO に活用する方法は、STO 実務の黎明期から、様々な形で模索されてきました。本件は、その先駆的な位置付けとなるものであり、テクノロジーを活用した資金調達・資金流動化の一例として重要な意義を有し、かつ今後の STO 実務の展開の基礎となるものであると考えられます。

⁵ 本特例の詳細と STO 及びセキュリティトークンの取引実務への影響については、当事務所ニュースレター「[FINANCIAL REGULATION BULLETIN 2021 年 2 月号](#)」をご参照ください。

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

本ニュースレターは、日本国内外を問わず、また、本 TK 持分又は本 ST についてであるかを問わず、いかなる投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものでもありません。本ニュースレターは、日本の居住者に対して本件の取組みに関する情報提供を行うことを目的としたものであり、シンガポールを含む日本国外の居住者に対して情報提供を行うものではありません。本ニュースレターは、税務上のアドバイスを行うものではありません。本ニュースレターについては、その一部又は全部について、いかなる方法又は態様においても、複製若しくは転送等を行うこと、又は英語その他の言語に翻訳することを禁じます。

セミナー情報

- セミナー [『With/After コロナにおけるコーポレート・ファイナンスのニューノーマル』](#)
開催日時 2021年12月3日(金) 10:00~2022年1月5日(水) 17:00
講師 根本 敏光
主催 株式会社 プロネクサス

- セミナー [『NFTの法的論点と関連ビジネスの動向、将来展望』](#)
開催日時 2021年12月6日(月) 14:00~17:00
講師 増田 雅史
主催 株式会社 新社会システム総合研究所

- セミナー [『プロジェクトファイナンスの実務～発電事業プロジェクトの最新動向とリスク分担のポイントを事業者・金融機関双方の視点で解説～』](#)
開催日時 2022年1月27日(木) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 金融財務研究会

文献情報

- 本 [『NFTの教科書 ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計まで デジタルデータが資産になる未来』](#)
出版社 株式会社 朝日新聞出版
著者 【編著】 増田 雅史、【著】 古市 啓

- 論文 「NFTと著作権～アート NFTに関するケーススタディ～」
掲載誌 月刊コピライト No.726 Vol.61

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

- 著者 【共著】増田 雅史、古市 啓
- 論文 「資産金融型 STO の留意点 現行法で可能なスキームも STO の実現に向けた第 1 歩の踏み出し方 (下)」
- 掲載誌 日経 FinTech 2021 年 7 月号
- 著者 【共著】石橋 誠之、寺井 勝哉
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第 7 回〉 政府令・監督指針のパブリックコメントの結果を踏まえた整理」
- 掲載誌 金融法務事情 No.2172
- 著者 【共著】小田 大輔、渡邊 峻、小林 央忠、渡辺 真菜、宮本 雄太
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第 6 回〉 監督規制、行政処分、認定金融サービス仲介業協会、指定紛争解決機関 (金融 ADR)、他の法令への影響に関する規定等」
- 掲載誌 金融法務事情 No.2165
- 著者 【共著】小田 大輔、渡辺 真菜、宮本 雄太
- 論文 「日本版 SPAC の導入と課題」
- 掲載誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) 2021 年 10 月号
- 著者 【共著】鈴木 克昌、五島 隆文
- 論文 「民法・不動産登記法 (所有者不明土地関係) の改正等 (後編)」
- 掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.63
- 著者 【共著】佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、西條 景、満木 瑛子、鋤崎 有里
- 論文 「法令解説 民法・不動産登記法を改正し所有者不明土地の活用之道開く」
- 掲載誌 日経不動産マーケット情報 2021 年 9 月号 (第 233 号)
- 著者 【共著】佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦、鋤崎 有里
- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 3 / 不要な土地を国庫に [相続土地国庫帰属法など]」
- 掲載誌 日経不動産マーケット情報
- 著者 【共著】佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 2／相続登記を義務化 [不動産登記法改正]」
掲載誌 日経不動産マーケット情報
著者 【共著】佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦

- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 1／共有制度を見直し [民法改正]」
掲載誌 日経不動産マーケット情報
著者 【共著】佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

NEWS

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について（2021年11月5日更新）

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

当事務所では、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、東京オフィスを含む一部のオフィスにおいて、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承ください。お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにもその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式で実施することとしております。

■感染者発生時の対応について

当事務所で勤務する者が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、これまでは個別にウェブサイトにて公表しておりましたが、その必要性が低下したため、2021年11月以降は公表しないことと致します。なお、今後も新型コロナウイルスの感染者が判明した場合には、所内で接触者を特定し出勤停止とすること、

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

必要に応じて消毒を行うこと、所外で執務中に濃厚接触した方がいらっしゃった場合には個別に連絡することなど、必要な対応を継続して参ります。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

▶ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (随時更新)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関する官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめています。今後も、随時アップデートしてまいります。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

▶ MHM マイページを開設いたしました

2021年9月10日(金)、当事務所では、セミナー、ニュースレター、書籍・論文、官公庁からの公表事項等に関する情報を一元的に収集・閲覧できるポータルサイトとして、「MHM マイページ」を開設いたしました。

MHM マイページは、ご登録いただければいつでもご利用いただけるオンラインサービスです。

MHM マイページでできること

① 当事務所主催セミナーのお申込みや動画・資料の閲覧

- ・ 当事務所主催セミナーへのお申込み、お申込み後の変更・キャンセル
- ・ 当事務所主催オンデマンド配信セミナーの動画視聴
- ・ 当事務所主催セミナーで配布した資料の閲覧

その他、当事務所主催セミナーに関して、当事務所の公式ウェブサイトに掲載されていないコンテンツをご覧いただけます。

② ニュースレターの配信登録・停止

ニュースレターの配信登録・停止ができるほか、一覧やキーワード検索からバックナンバーへアクセスいただけます。

③ 関心分野に関する情報の一括収集・メール受信

関心のある分野/キーワード/弁護士に関連するニュースレター/セミナー/著書・論文/法務トピックスを、メールで定期的に受信するよう設定できるほか、MHM マイページのトップページや「お気に入り」ページに集約することができます。

④ 今後もお役に立つコンテンツを増やしていく予定です

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

ご登録・ご利用についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

➤ [asialaw Awards 2021 にて受賞しました](#)

asialaw Profiles 主催の asialaw Awards 2021 の授賞式が 2021 年 9 月 30 日にオンラインで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）が受賞しました。ファイナンス分野においては以下のカテゴリーにて受賞しました。

- ・ REGIONAL AWARDS - Industry expertise awards
Banking and Financial Services Firm of the Year

➤ [ALB Japan Law Awards 2021 にて受賞しました](#)

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2021 において、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。

INDIVIDUAL CATEGORIES

- ・ Dealmaker of the Year : 鈴木 克昌

Firm Categories

- ・ Real Estate Law Firm of the Year
- ・ Tax and Trusts Law Firm of the Year

Deal Categories

- ・ Debt Market Deal of the Year
 - Loans and Preferred Stock Financing for Showa Denko' s Acquisition of Hitachi Chemical
- ・ Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
 - NTT's Acquisition of NTT Docomo

➤ [当事務所の弁護士が asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて高い評価を得ました](#)

asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて、当事務所の弁護士および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）の弁護士が高い評価を得ました。ファイナンス分野においては以下のカテゴリーにて受賞しました。

Japan

- ・ Banking & Finance
Elite practitioner: 佐藤 正謙
Distinguished practitioner: 石川 直樹、青山 大樹
Notable practitioner: 岡谷 茂樹、末廣 裕亮

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

- ・ Capital Markets
Elite practitioner: 鈴木 克昌
Distinguished practitioner: 尾本 太郎
Notable practitioner: 藤津 康彦、根本 敏光

Thailand (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance
Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディポン
Distinguished Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン、デイビット・ベックステッド
Rising Star: サランポーン・チャイアナン

➤ Who's Who Legal: Japan 2021 にて高い評価を得ました

Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2021 の各分野別ランキングにて、当事務所の弁護士が以下の分野にて高い評価を得ました。

- ・ Banking
佐藤 正謙、松村 祐土
- ・ Capital Markets
佐藤 正謙、鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、熊谷 真和

➤ IFLR1000's 31st edition にて高い評価を得ました

当事務所と当事務所の弁護士が高い評価を受けております。ファイナンス分野においては以下の通り高い評価を得ました。

分野 :

JAPAN

Tier 1

- ・ Banking
- ・ Capital markets : Debt
- ・ Capital markets : Equity
- ・ Capital markets : Structured finance and securitisation

THAILAND

Tier 1

- ・ Banking and finance

Tier 3

- ・ Capital markets : Debt

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

- ・ Capital markets : Equity

弁護士 :

JAPAN

- ・ Banking

Market Leader: 佐藤 正謙

Highly Regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山 大樹、
根本 敏光

Notable Practitioner: 竹野 康造、丸茂 彰、植田 利文

- ・ Capital markets

Highly Regarded: 武川 丈士

- ・ Capital markets -Debt

Highly Regarded: 箱田 英子、安部 健介、鈴木 克昌

Notable Practitioner: 藤津 康彦

Rising Star Partner: 田井中 克之

- ・ Capital markets - Equity

Highly Regarded: 安部 健介、鈴木 克昌、尾本 太郎

Rising Star: 天野 園子、繁多 行成

Rising Star Partner: 佐伯 優仁

- ・ Capital markets -Structured finance and securitisation

Market Leader: 佐藤 正謙

Highly Regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、江平 享、根本 敏光

- ・ Capital markets -REIT

Highly Regarded: 尾本 太郎、根本 敏光

SINGAPORE

- ・ Capital markets - Debt

Highly Regarded: トニー・グランディ

- ・ Capital markets - Equity

Highly Regarded: トニー・グランディ

THAILAND

- ・ Banking

Market Leader: ジェッサダー・サワッディポン

Highly Regarded: ジョセフ・ティスティウオン、プラーニー・クリンラット、
スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Banking and finance

Rising Star: サランポーン・チャイアナン

Financial Regulation / Capital Markets / Structured Finance Bulletin

・ Capital markets

Highly Regarded: アカラポン・ピチエードヴァニチヨーク

Rising Star Partner: タナナン・タマキアット

Industry Sector :

JAPAN

・ Banking

Highly Regarded: 諏訪 昇

➤ [Euromoney's Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021](#) において
当事務所の弁護士が高い評価を受けました

Euromoney が発行する Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021
において、当事務所の弁護士が以下の分野における Expert に選ばれました。

- ・ 竹野 康造 - Investment funds
- ・ 河井 聡 - Banking and finance, Mergers and acquisitions, Private equity
- ・ 松井 秀樹 - Corporate governance
- ・ 三浦 健 - Investment funds
- ・ 佐藤 正謙 - Banking and finance, Structured finance and securitisation
- ・ 藤原 総一郎 - Restructuring and insolvency, Mergers and acquisitions
- ・ 棚橋 元 - Private equity
- ・ 丸茂 彰 - Banking and finance
- ・ 植田 利文 - Structured finance and securitisation
- ・ 石綿 学 - Mergers and acquisitions
- ・ 小澤 絵里子 - Structured finance and securitisation
- ・ 青山 大樹 - Banking and finance

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com